

ドライブイン映画館の再開手順 2021年5月6日木曜日 12:01AMより有効

最新の更新内容：(変更は黄色で強調表示)

5/5/21:

ドライブインシアターやイベントでの、フードトラックの営業を再開することができます。

本手順は確立されたドライブイン映画館及び新しいドライブイン映画館の両方の運営に適用されます。全てのドライブイン映画館の運営には、身体的距離を置くこと、フェイスカバーの着用、そして衛生面の要件を満たすのに十分なインフラ、スタッフ及びトレーニングが必要です。確立された労働力、トイレ及び許可された食品施設を備えた確立した施設は、安全要件をより簡単に満たすことができます。予めドライブイン映画館として設置されていない駐車場やその他の場所に設営される新しいドライブインの運営に固有の要件は、本手順書の最後に記載されています。

ドライブイン映画館の運営は、全てのスタッフに関する継続した訓練とクリーニング、全ての必要な機器と素材の提供、上映中に全ての安全必要条件に従っているかどうかの監視、そして必要な場合は地域のゾーニングと市職員からの許可を得ることに責任を持ち、その施設を担当する雇業者一人によって管理される必要があります。

ドライブイン映画館は、付録Jに詳細に記載されている必要条件に従っている他の場所で撮影されているライブストリーミングイベントを上映することは可能です。

食品サービスは、施設内の免許を持っているレストラン、許可されている売店、**屋台**、環境衛生によって許可されているマーケットからの事前にパッケージ化された食品のみが許可されています。食品は施設内で購入して受け取ったり、第三者の配達サービスを通して注文して、顧客の車まで配達してもらったりすることが出来ます。すべての飲食物は、顧客の車内で消費する必要があります。また、これらの食品施設は、レストランまたは食品サービスの全ての適応する衛生プロトコルに従っている必要があります。利用者は自分で食品を持っていくことも可能です。

ロサンゼルス郡公衆衛生局は、特定の小売企業が安全に再開するにあたり、科学と公衆衛生の専門知識に基づく段階的アプローチを講じています。以下の要件は、公衆衛生担当官命令により、再開を許可されたドライブイン映画館に特化したものです。ドライブイン映画館事業は、州公衆衛生局が特定企業に課す条件に加え、ドライブイン映画館の営業再開のためのチェックリストに記載されている条件にも準拠する必要があります。

注：本文書は、定期情報リソースが入手され次第更新されることがあるため、定期的にロサンゼルス郡のウェブサイト <http://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/> をアクセスして、本文書が更新されていないかご確認ください。

本チェックリストの内容

- (1) 職場に於ける従業員の健康を保護するための方針と実践
- (2) 物理的距離を確保するための対策
- (3) 感染管理対策
- (4) 従業員及び市民とのコミュニケーション
- (5) 重要なサービスへの公平なアクセスを確保するための対策

施設が再開手順の作成に取り組む際、これら5つの重要点を考慮する必要があります。

本ガイダンスの対象となるすべての企業は、以下に記載されているすべての適用可能な対策を実施し、対策が実施されていない場合は、それが適用されていない理由を説明する準備ができている必要があります。

事業名:

施設住所:

日付:

注：本ガイダンス内全体に於ける「車」という用語は、車、バン、小型トラック、キャンピングカーまたは私的に使用されているその他の車両を示しています。施設は、必要に応じて許可された車の種類またはサイズを制限する場合があります。

A. 職場に於ける従業員の健康を保護するための方針と実践（施設に該当するものをすべて選択）

- 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。
- 脆弱なスタッフ（65歳以上、慢性疾患のある人）には、可能な限り在宅勤務で行うことができる作業が割り当てられている。
- すべての従業員（有給スタッフ、ガイダンス、インターン、ボランティアを含む。以下「従業員」）は、病気の場合、またはCOVID-19感染に曝露した場合、出勤しないように指示されている。従業員は、該当する場合、自己隔離と検査に関する公衆衛生局のガイダンスに従わなければならないことを理解する。病気で自宅待機することによって従業員が罰せられることがないように、職場休暇方針を見直し、修正している。
- 従業員は雇用者や政府出資の病欠休暇の権利についての情報を提供され、金銭的に病気休暇が簡単に取れるような補償を得ることができ、場合がある。2021年のCOVID-19補足有給病気休暇法に基づく従業員の病気休暇の権利を中心に、COVID-19に於ける病気休暇及び労災補償を支援する行政のプログラムに関する追加情報を参照する。
- 従業員を在宅勤務にする機会を増やすため、可能な限り作業工程が再編成されている。
- 一名以上の従業員がCOVID-19検査で陽性反応を示す、または一貫する症状を発症している報告を受けた場合、雇用主は、直ちに感染者に自宅隔離を促し、その感染者に職場で曝露したすべての従業員に自己検査を促す計画または手順を準備している。雇用主の計画では、追加のCOVID-19管理対策が必要となるような職場での曝露があったかどうかを判断するために、すべての検査中の従業員に対して検査の実施、また検査の手配を検討する。職場に於けるCOVID-19への対応に関する公衆衛生局のガイダンスを参照する。
- 従業員、クルー、ミュージシャン、パフォーマー、及びその他の人が施設の屋内外のエリアに入る前に症状の確認を行っている。スクリーニングには発熱または悪寒、咳、息切れ、呼吸困難、新たな味覚または嗅覚の喪失の有無、及びその個人が現在隔離・検査命令下にあるかどうかを含める必要がある。（[入場時のスクリーニングのガイダンス](#)を参照）これらのチェックは、オンラインチェックインシステムなどの別の方法を使用するか、または施設の入口に看板を掲示し、これらの症状のある訪問者が施設に入らないように指示をしている。
 - その個人に症状がなく、現在隔離または検査命令を受けておらず、過去10日間に既知のCOVID-19症例への接触がない場合は、その日の参加を許可される。
 - その個人がCOVID-19のワクチン接種を完了しておらず、過去10日間にCOVID-19の既知または疑いのある症例に接触したことがある、または現在検査命令を受けている場合は自宅で検査を

¹ 接種を2回受ける必要のあるワクチン（Pfizer-BioNTechまたはModerna製）の場合、2回目の接種を受けてから2週間以上、またはワクチンを接種が1回で済むワクチンの接種を受けてから2週間以上経過している（Johnson&Johnson[J&J]/Janssen製）人が、ワクチン接種完了者とみなされます。

行うために直ちに帰宅させる。その際、ph.lacounty.gov/covidquarantineにある検疫手順を提供すること。ワクチン接種完了者、または過去90日以内に検査機関で確認されたCOVID-19症例から回復した人は、無症状である場合、過去10日以内に既知のCOVID-19症例に曝露した後も、検疫を行う必要はありません。COVID-19の症状を発症した人は、自分自身を隔離する必要があります。

- 個人が上記の症状のいずれかを示している場合、または現在隔離命令を受けている場合は、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。その際、ph.lacounty.gov/covidisolationにある隔離の手順を参照すること。

- 14日間以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、オーナー、マネージャーまたは責任者はこの発生を公衆衛生局(888) 397-3993または(213) 240-7821、もしくはオンラインでwww.redcap.link/covidreportまで報告する。職場でグループが特定された場合、公衆衛生局は、感染対策の指示と推奨事項、技術的支援、及び職場固有の対策の提供を含むこのグループへの対応を開始する。公衆衛生局のケースマネージャーがこのグループの調査の担当に割り当てられ、施設の対応への指示をサポートする。
- 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆う適切なフェイスマスクを無料で提供する。詳細については、LAC DPH COVID-19マスクのウェブページ、<http://publichealth.lacounty.gov/acd/ncorona2019/masks>を参照する。勤務中に他者と接触する、またはその可能性がある従業員は常時フェイスマスクを着用しなければならない。医療従事者からフェイスマスクを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用しなければならない。ドレープはあごの下にフィットするものが推奨される。一方向弁付きのマスクは使用してはならない。
- すべての従業員は、ドアが閉まっている個人作業スペースで一人で作業する場合、または飲食する場合を除き、常にフェイスマスクを着用しなければならない。「立った時の高さよりも高い仕切りで仕切られた作業スペースに一人で勤務する従業員はフェイスカバーを着用する必要はない」とした例外は無効とされる。
- マスクを常時正しく着用する一方で、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることができる休憩時間を除き、飲食を控える。飲食する場合は、従業員は他の人から少なくとも6フィートの距離を取る。可能であれば、屋外で他の人から離れて飲食することが推奨される。作業やワークステーションが従業員により広い距離や障壁を提供している場合は、休憩室で食事をするよりも、キュービクルやワークステーションで飲食することが好ましい。
- 従業員が食事や休憩に使用する部屋やエリアは、以下の対策を実施することにより、占有率が低下され、従業員間のスペースが最大化されている。
 - 休憩に使用される部屋またはエリア内で個人間の距離を少なくとも6フィート確保することができる最大収容人数を掲示する。
 - 食事や休憩に使用される部屋やエリアの占有率を減らすために、休憩や食事の時間をずらす。
 - テーブルを少なくとも8フィート離して配置して、座席間に6フィートの距離を確保し、占有率を下げるために座席を取り除くかテープを貼り、距離を確保するために床に目印を付け、対面での接触を最小限に抑えるように座席を配置する。仕切りの使用は、拡散をさらに防ぐために推奨されるが、占有率の削減、物理的距離の確保の代替と見なすことはできない。
- 従業員は、フェイスマスクを毎日洗濯、または交換するよう指示されている。
- 各作業場の間隔を少なくとも6フィート開けている。
- チケットブース、売店、従業員休憩室、トイレ、その他の共有エリアは、以下の頻度で1日1回以上消毒されている。スケジュールは以下の通り：
 - チケットブース _____
 - 売店エリア _____

- 休憩室 _____
- トイレ _____
- その他 _____

従業員が利用できる消毒剤及び関連用品は以下の場所に常備している：

従業員が利用できるCOVID-19に対して効果的な手指消毒液は以下の場所に常備している：

- 従業員は手を洗うため、頻繁に休憩をとることが許可されている。
- 各従業員に本手順のコピーを配布している。
- 各従業員に、各自の用具、機器、及び特定の作業場を割り当てている。作業場と保持品の共有は最低限に抑えるか排除している。
- この手順に記載されている、雇用条件に関連するもの以外に、本手順のポリシーは、配達スタッフ及び第三者として敷地内にいる可能性のあるその他の会社に適用されている。
- オプション - その他の対策の説明：

B. 物理的距離を確保するための対策

- キャッシュレス及び非接触型購入システムが可能な限り実装している。予約と支払いは、事前にオンラインまたは電話で行うことができる。
- 車両間は少なくとも6フィートの距離をあげ、車外での人の集まりを許可していない。ドライブイン映画館での鑑賞用駐車スペースは、車両一台おきに設置されるか、車両間の適切な距離を確保するために再構成されている。
- 各車両は、互いに密接に接触している同世帯の人による占有に制限されている。トイレ設備の利用や商品の購入以外で、車内に留まる必要がある。車の近くでドライブイン映画を見るなど、車の外に座ることはできない。
- 車両定員を超過することは禁止されている。
- 個人は車外、または車の上に留まる必要がある。ピックアップトラックの荷台部分など、オープンカーは上部を開けて車の外側に座ることも可能である。
- 布製フェイスマスクと手袋を着用したスタッフを、互いに少なくとも6フィートの距離を維持しながら配置し、来場客を空いている駐車スペースへ案内している。
- 子供用の遊び場は、郡の「屋外遊び場に関する再開手順」に準拠して再開することができる。
- ピクニックエリア、及び成人レクリエーションの事前スクリーニング用のエリアは引き続き閉鎖している。視聴者は車内に留まる必要があり、屋外の席を使用することは禁じられている。視聴場所から100フィート以内にある屋外の席は、上映の1時間前及び上映の終了後1時間は閉鎖する。
- フェイスマスクを着用したスタッフを、売店及びトイレエリアの入口に互いに少なくとも6フィートの距離を維持しながら配置し、来場客が列に並ぶ時や施設内で6フィートの距離を維持しているか確認している。
- 売店運営は、物理的距離を維持するように再構成されている。
 - 可能な場合は、電子事前注文や電子決済、指定された受け取り時間を提供している。
 - 来場客に売店で注文及び受け取りを許可する場合、注文を容易にするためにメニュー（掲示ま

たは使い捨ての配布) が提供され、オンサイト注文から15分以内に注品を収集、包装し、顧客に手渡している。商品待ちの来場客が売店に集まらないようにする。待機中は、売店で互に少なくとも6フィートの間隔を空ける、または車に戻り指定された時間に注文を取りにくる。

- 来場客が注文や商品の受け取りのために並ぶ場合、テープやその他の印を使用し、列の先頭と後続の来場客用に6フィートの間隔ごとに印を付けている。
 - 12歳未満の子供は売店やトイレに単独で立ち入ることはできない。
 - 食品の注文の受け取りは車両ごとに大人2人までに限られている。大人1人が注文を受け取る場合、子供一人が同行できる。
 - 売店は、上映終了30分前に新規注文の打ち切りをしている。
- 来場客がトイレを利用するために列に並ぶ必要がある場合、テープやその他の印を使用し、列の先頭と後続の来場客用に6フィートの間隔ごとに印を付けている。
 - 従業員は、売店で注文、受け取り、支払いのエリアで、来場客から、及びお互いから少なくとも6フィートの距離を維持するよう指示されている。従業員は、支払いを受け取り、商品またはサービスの提供、または必要に応じて、一時的に近づくことができる。
 - 映画の二本立ては排除し、上映時間を制限したりずらしたりすることで休憩の必要性を回避し、上映の合間の人混みを防いでいる。
 - 従業員と来場客がすべての要件を確実に遵守できるように、十分なセキュリティまたはスタッフを割り当てている。

C. 感染管理対策

- チケットブース、売店、トイレのHVACシステムは正常に機能し、可能な限り最大限に換気を良くしている。ポータブル高効率空気清浄機の設置や、建物のエアフィルターを最高の効率にアップグレードするなどの変更を検討し、外気流量を増やし、オフィスや他のスペースの換気を増やしている。詳細については、カリフォルニア州公衆衛生局の**屋内環境に於ける換気、空気濾過、及び空気質に関する暫定的なガイダンス**を参照する。
 - 注意：換気及びその他の室内空気質の改善は、フェイスマスクの着用（適切な呼吸器保護用品の使用を必要とする特定の高リスク環境を除く）、6フィートの物理的距離、頻繁な手洗い、異なる世帯の人が集まる活動の制限を含む必須とされる保護措置に追加されるものであって、それを代替するものではありません。
- 紙チケットは、フェイスマスクを着用し、適切な仕切りで保護されたブースにいるスタッフが受付ける。電子チケットまたはシートは、上記のように保護されたブースにいるスタッフ、またはフェイスマスクを着用し、座席にいるスタッフがスキャンできる。
- トイレ、売店の受け取り及び支払いエリア（カウンター、ドアノブまたはハンドル、クレジットカードリーダーなど）で頻繁に触る物及び表面は、営業時間中 EPA承認の消毒剤を製造元の指示に従って使用して少なくとも1日1回消毒している。
- 作業場と施設全体は少なくとも毎日掃除され、トイレと頻繁に触れる場所・物は必要に応じてより頻繁に掃除されている。
- 施設に到着した来場客に、施設内または施設の敷地内では（該当する場合は、飲食中を除いて）常時フェイスマスクの着用が必要であることを説明する。これはすべての成人と2歳以上の子供に適用される。医師よりフェイスマスクを着用しないように指示をされている個人は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用しなければならない。従業員と他の来場客の安全をサポートするために、フェイスマスクを持参せずに到着した来場客が利用できるフェイスカバーを用意する。
- 来場客が**施設の内外のエリア**に入る際に、**入場時のスクリーニング**を行う。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒の有無、及びその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含める必要がある（**入場時のスクリーニングのガイダンス**を参照）。これらの確認は、対面式で行う

か、オンラインチェックインシステム、またはこれらの症状のある来場者は施設内に入場してはならないことを通告する看板を施設の入口に掲示するなどの代替方法で行う。

- 症状確認で陰性の場合（クリア）。過去 10 日間に症状がなく、既知の COVID-19 症例との接触がない場合は、その日の入場が許可される
- 症状確認で陽性の場合（クリアしない）

- その個人が過去 10 日間に既知の COVID-19 症例と接触した場合、または現在検疫命令を受けている場合、その個人は施設に入ることはできず、自宅で検疫するために直ちに帰宅させる。ph.lacounty.gov/covidquarantine に掲載されている検疫の手順を提供する。

- その個人が上記の症状のいずれかを示しているか、現在隔離命令を受けている場合、その個人は施設に入ることはできず、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。ph.lacounty.gov/covidisolation に掲載されている隔離手順を提供する。

- 子供と一緒に映画館に来る来場客の場合、小さな子供が一人を待機しないようにする。子供がトイレに行く時や、売店で大人に付き添う場合、同乗者が子供に隣にいないようにし、他人や関係のない商品には触れさせず、年齢的に可能であればフェイスマスクを着用させるようにする。
- 来場客は、施設の入口またはその近くで手指消毒剤、ティッシュ、ゴミ箱を利用できる。
- オプション - その他の対策の説明

D. 一般市民とのコミュニケーション対策

- 本手順書のコピーまたは印刷物を施設のロサンゼルス郡COVID-19安全コンプライアンス認定書を施設の一般向け出入り口の全てに掲示する。COVID-19安全コンプライアンス自己認定プログラムを完了するための詳細については、<http://publichealth.lacounty.gov/eh/covid19cert.htm> をご覧ください。施設は、要求に応じて、閲覧のできるよう施設の現場に手順書のコピーを保持する。
- 施設のオンライン発行（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、来場客にオンラインでのチケット購入方法と、施設での購入証明に関連するポリシーを提供している。
- 施設のオンライン発行（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、営業時間、フェイスマスク着用の必要性、予約の取り直し、商品の受け取りや配達に関するポリシーなどの問題に関する明確な情報を提供している。本手順書のコピーを、施設のすべての公共の入口に掲示している。
- 施設内の安全を維持する方法（物理的距離の確保、フェイスマスクの着用など）について一般の人々に明確なガイダンスを提供するために、看板を掲示している。企業が使用できる追加のリソースと看板の例については、郡DPH COVID-19ガイダンス：<http://publichealth.lacounty.gov/media/Coronavirus/quidances.htm#business> を参照のこと。
- 施設の入り口や来場客が並ぶ場所に、物理的距離と感染制御に関する要件を来場客向けに掲示している。
 - 車外での集りや鑑賞の禁止
 - 売店からの事前注文の利用が可能かどうか
 - 売店やトイレを訪れる際の布製フェイスカバーの着用
 - 大人による幼児の監督
 - 上記に関する従業員の指示に敬意を持って従う
- 上記の物理的距離と感染制御に関連する要件に対する来場客の認識を強化するために、上映前の画面上アナウンスを使用している。

- ❑ 売店で直に購入することを計画している来場客がすぐに利用できるように、購入可能なアイテムのメニューを用意している。

E. 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

- ❑ 来場客・顧客にとって重要なサービスを優先している。
- ❑ 遠隔で提供できる取引またはサービスはオンラインでのサービスに移行している。
- ❑ 移動が制限されている、または公共スペースにいて病気になるリスクが高い来場客のための商品及びサービスへのアクセスを保証する対策を講じている。

F. 駐車場またはその他の場所に設定される一時的または半永久的な施設

- ❑ 公衆衛生への通知。通常その目的で使用されない場所でドライブイン映画館の運営を望む組織は、ehmail@ph.lacounty.gov まで全ての安全と健康問題に対する内容の文書を7日前までに提出しなければならない。環境衛生は、その場所と施設を評価するための立地検査を行う必要がある。
- ❑ 場所のサイズ。使用される場所は、顧客とその車が6フィートの間隔を開けることが可能で、トイレ、手洗い場所、フィルム映写場所、スタッフの休憩所向けの十分な大きさが確保されている必要がある。
- ❑ 外周と参加者の制御。最大収容人数を識別し、公衆衛生の制限に従い、制御された出入り口を確認するための計画を立てている必要がある。
- ❑ 食品。食品サービスは施設内のレストラン、または環境衛生から許可されているマーケットからの食品でなければならない。食品は施設内で注文を受け取りを行うか、第三者の配達サービスから注文して顧客の車まで配達してもらうことができる。これらの食品施設は全ての適応する再開プロトコルに従っている必要がある。参加者は自分で食品を扱うことも可能である。一時的な売店、許可されていない売店、その他の食品施設（マーケットの食品、フードカートなど）は許可されていない。
- ❑ トイレと手洗い場所。トイレと手洗い場所が利用可能ではない、または参加者のニーズに答えられるだけの数が無い場合、ポータブルトイレと手洗い場所を提供する必要がある。参加者100人に対し、トイレ約1箇所と手洗い場所約2箇所が必要となる。

G. 音楽コンサート、ライブパフォーマンス

- ❑ すべてのタレント、クルー、ミュージシャン、パフォーマーは、フェイスカバーを着用し、特定の作業でより緊要な作業が必要な場合を除いて、常に互いに少なくとも6フィートの距離を確保するように指示されている。
- ❑ 通常共有されるすべての契約書、台本、楽譜、及びその他の書類は、デジタルで配布するか、印刷して、共有を避けるためにクルー、ミュージシャン、及びパフォーマーの各人に配布する。
- ❑ 可能な限り、各自自分の機器（ヘッドセット、マイク、コンソールを含む）、消耗品などを使用する。機器を共有する必要がある場合は、使用するごとに消毒する。
- ❑ 適切な社会的距離を示すために、距離の目印を提供する。マイク、コンソール、及びその他の機器は、社会的距離を容易にできるように設置する。
- ❑ フェイスカバーを着用できない作業を行うすべてのミュージシャンと歌手（管楽器奏者、歌手など）は、リハーサルと演奏の間、最低12フィートの社会的距離を確保するように努める。或いは、これらの人は、プレキシガラスまたは他の仕切りによって他者から、及び互いに分離しているようにする。
- ❑ タレントは、必要に応じて整髪と化粧をしてから現場に来なければならない。
すべての屋外ライブパフォーマンスは、屋外着席式ライブイベント：付録 Zの手順に準拠しなければならない。

企業は 上記に含まれていない追加の対策は別紙に記載し、
本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は、以下の者までご連絡ください。

企業の
担当者名:

電話番号:

最終更新日:

削除済み - 無効